

# 「京都府控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定める手続に関する条例（仮称）案の骨子」 について意見を募集します。

京都府では、地方税法の改正により、府民が寄附を行った際に、個人府民税の控除を受けることができる特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」といいます。）への寄附金を条例で定めることができるようになったことを受けて、NPO法人に対する寄附を促進するため、学識経験者やNPO関係者等による検討会議やNPOとの意見交換会等により議論を重ね、当該寄附金を条例で定めるために必要な手続等を検討してきました。

今回、その手続等の内容を「京都府控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定める手続に関する条例（仮称）案の骨子」としてとりまとめましたので、これに対する府民の皆様のお意見を下記によりお寄せください。

なお、お寄せいただいた御意見とそれに対する対応等につきましては、京都府の考え方を整理した上で公表することとします。

## 記

### 1 募集期間

平成24年7月6日（金）から平成24年8月6日（月）まで

### 2 提出方法

郵便、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で「京都府府民力推進課」宛にお送りください。

（様式は自由ですが、よろしければ別紙記入用紙をお使いください。）

### 3 送付先

京都府 府民生活部 府民力推進課 協働推進担当

- (1) 郵送の場合 〒602-8570（住所記載不要）
- (2) ファックスの場合 075-414-4230
- (3) 電子メールの場合 [fuminryoku@pref.kyoto.lg.jp](mailto:fuminryoku@pref.kyoto.lg.jp)

### 4 公表している資料

「京都府控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定める手続に関する条例（仮称）案の骨子」

「NPO法人及び認定NPO法人制度概要について」（別添資料1）

「認定（仮認定）NPO法人 認定の基準」（別添資料2）

「京都府控除対象NPO法人を定める基準」（別添資料3）

「NPO法人の認定スキーム」（別添資料4）

京都府のホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/>）でも御覧いただけます。

### 5 御意見の取扱い

- (1) 御意見は、条例制定の参考にさせていただきます。
- (2) 今回の募集は、具体的な意見等を収集することを目的としています。  
賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明瞭なものなどについては、京都府の考え方を示さない場合があります。
- (3) 個人及び団体等に係る情報は、公表いたしません。

### 6 問い合わせ先

京都府 府民生活部 府民力推進課 協働推進担当

電話：075-414-4210

※ 個々の御意見に直接回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

# 京都府控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定める手続に関する 条例（仮称）案の骨子

## 第1 条例制定に至る背景及び条例制定の基本的な考え方

### 1 背 景

社会情勢の変化や多様化する地域の課題に対して、NPO法人は先見性や専門性を持って対応しており、公共の担い手としてその存在や役割はますます重要になってきています。

そうしたNPO法人の自立的活動を支援し、NPO法人の健全な発展のための環境整備を図ることを目的として、平成23年6月に特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）や税制等の改正が行われ、認定NPO法人制度（※1）（NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものとして、所轄庁の認定を受けたもの）の認定要件の緩和等が行われ、併せて平成24年4月から認定事務を国税庁から都道府県や政令指定都市に移管することが決められました。

その中で、住民が寄附を行った際に、個人住民税の控除を受けることができるNPO法人（以下「控除対象NPO法人」（※2）といいます。）への寄附金を都道府県や市町村において条例で定めることができるようになりました。

京都府においては、NPO法人に対する寄附を促進するため、控除対象NPO法人に係る寄附金を条例で定める基準や手続について、これまでに学識経験者やNPO関係者等による検討会議やNPOとの意見交換、府内市町村への説明会等での議論を重ねてきました。

#### ※1 「認定NPO法人」に対する寄附金に関する税制優遇

認定NPO法人に寄附をすると、寄附金のうち2,000円を超える額について、40%が所得税から、さらに京都府内に主たる事務所を持つ認定NPO法人（京都府以外の地方自治体で控除対象NPO法人の指定を受け、それにより認定NPO法人となった法人を除きます。）については4%が個人府民税から税額控除されます。加えて、その認定NPO法人について、寄附者の住所地の市町村も条例指定している場合は、市町村民税分6%が加わり、併せて10%が個人住民税から税額控除されます（この場合、寄附金額は、総所得金額等の30%相当額が限度です。）。なお、所得税の税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度です。

例えば、1万円の寄附をした場合、寄附者が確定申告をすれば、所得税が3,200円、個人住民税が800円（府と市町村双方が条例指定している場合）の計4,000円（（1万円－適用下限額2,000円）×50%（40%＋10%））の税額控除が受けられます。

なお、所得税については、所得控除方式（（寄附金額－2,000円）×所得税率）も可能です（この場合、寄附金額は、所得金額の40%相当額が限度です。）。

## ※2 「控除対象NPO法人」に対する寄附金に関する税制優遇

京都府の条例指定を受けた控除対象NPO法人に寄附をすると、寄附金のうち2,000円を超える額について、4%が個人府民税から税額控除されます。さらに、その控除対象NPO法人について、寄附者の住所地の市町村も条例指定している場合は、市町村民税分6%が加わり、併せて10%が個人住民税から税額控除されます。なお、寄附金額は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

例えば、1万円の寄附をした場合、寄附者が市町村に申告をすれば、個人住民税が800円（府と市町村双方が条例指定している場合）（（1万円－適用下限額2,000円）×10%）の税額控除が受けられます。

## 2 基本的な考え方

控除対象NPO法人を定めるに際しての基本的な考え方は、次の4点としました。

- (1) 京都府内に事務所（従たる事務所でも可）があり、京都府内で活動するNPO法人を控除対象とすること。
- (2) 京都府の社会的な課題の解決に取り組み、その活動が広く府民等から支持されているNPO法人を控除対象とすること。
- (3) 一定期間の活動実績と事業を実施するための組織体制を有し、活動状況の府民への積極的な公開等がなされているNPO法人を控除対象とすること。
- (4) 寄附者が所得税の寄附金控除も受けることができるようにするため、控除対象NPO法人が、速やかに認定NPO法人にも認定されるようにすること。

## 3 制定予定の条例

控除対象NPO法人を定めるために、京都府においては次の2条例を制定する予定です（今回、御意見を募集するのは、(1)の条例になります。）。

- (1) 京都府控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定める手続に関する条例（仮称）

個人府民税の控除対象となる寄附金を条例で定めるために必要な手続を定める条例です（規定しようとする主な内容は、次頁を参照してください。）。

- (2) 個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例（仮称）（以下「寄附金規定条例」といいます。）

(1)の条例に定められた手続を経て、個人府民税の控除対象となる寄附金と当該寄附金を受け入れるNPO法人の名称及び所在地を定める条例です。

京都府内に主たる事務所を持つ、認定NPO法人（京都府以外の地方自治体で控除対象NPO法人の指定を受け、それにより認定NPO法人となった法人を除きます。）及び仮認定NPO法人の活動に関する寄附金が、個人府民税の控除対象となることも定めます（現行は、京都府府税条例で規定）。

## 第2 条例（案）の主な内容

### 1 申 出

NPO法人は、個人府民税の控除対象となる寄附金を条例で定めるために必要な手続を行うための基準に適合する旨を説明する書類等を添付した申出書を知事に提出することとします。

### 2 条例規定手続を行うために適合すべき基準等

知事は、次に掲げる基準に適合すると認めるときは、個人府民税の控除対象となる寄附金を条例で定めるために必要な手続（以下「条例規定手続」といいます。）を行うものとします。

- (1) 1で申出書を提出したNPO法人（以下「申出法人」といいます。）の実績判定期間（※3）における活動の規模が、規則で定める基準（※4）を満たすこと。

#### ※3 〔実績判定期間〕

申出法人の、直前に終了した事業年度の末日以前5年（初めて申出書を提出する法人の場合は2年（設立当初の事業年度の期間が当該法人の本来の事業年度の期間に満たない場合は、当該設立当初の事業年度を除く。））内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間です。

例えば、事業年度が1年である法人が初めて申出書を提出する場合、その設立初年度が1年に満たない期間となっている場合には、事業年度の期間が1年である第2期の初日から第3期の末日までとなります。

#### ※4 規則で定める基準は、次のように定める予定です。

次の基準の1つ以上を満たしていること。（実績判定期間中の平均）

- ① 特定非営利活動に係る事業費が年間150万円以上
- ② 年度末現在の会員数が50人以上（\*）

- (2) 申出法人の実績判定期間における府民等から支持されていることを示す実績が、規則で定める基準（※5）を満たすこと。

#### ※5 規則で定める基準は、次のように定める予定です。

次の基準の1つ以上を満たしていること。（実績判定期間中の平均）

- ① 年間50人以上かつ15万円以上の寄附実績（\*）
- ② ボランティアスタッフやインターン及びそれに準じる研修生の年間の延べ活動実績が200時間以上（\*）

\*〔特例措置〕

過疎地域自立促進特別措置法指定地域など、条件不利地域に所在し、主たる活動の範囲が当該地域であるNPO法人については、※4の②並びに※5の①及び②の人数要件の緩和（基準値の5割以上を満たしていること。）を規則で定める予定です。

- (3) 申出法人の行う特定非営利活動が、実績判定期間において府民又は府が有する社会的な課題の解決に対し成果を上げているものであること。
- (4) 申出法人の行う特定非営利活動が、実績判定期間において地域社会と関係を有しながら行われているものであること。
- (5) 申出法人の行う予定の特定非営利活動が、継続的に行われる見込みであること。
- (6) 申出法人が、その特定非営利活動について第三者が活動を評価する方法により、その活動方法等を改善する仕組みを有すること。
- (7) 申出法人が、京都府内に事務所を有していること。
- (8) 申出法人が、特定非営利活動法人として、2事業年度（設立当初の事業年度の期間が当該法人の本来の事業年度の期間に満たない場合は、当該設立当初の事業年度を除く。）の特定非営利活動の実績を有していること。
- (9) 申出法人に関する規則で定める情報がインターネットの利用その他の適切な方法により公開されており、かつ、当該情報の内容が適正であることについて知事又は知事が別に定める団体により確認されていること。
- (10) 申出法人の行う予定の特定非営利活動を実施することができる組織の体制を有すること。
- (11) 別添資料2の認定NPO法人の認定の基準（以下「認定基準」といいます。）2～7及び9に適合していること。  
ただし、「実績判定期間」については、※3の「実績判定期間」によるものとします。

### 3 条例規定手続を行わない場合

知事は、申出をしたNPO法人が認定・仮認定の取り消された場合において、取消しの日から5年を経過しない者、定款又は事業計画書の内容が法令に違反している者、国税又は地方税を滞納している者等に該当する場合は、条例で定めるために必要な手続を行わないものとします。

### 4 継続の申請

控除対象NPO法人は、5年ごとに、知事に継続の申請をし、2の条例規定手続を行うために適合すべき基準等について判定を受けなければならないこととします。

### 5 変更等の届出

控除対象NPO法人は、事業の内容等に変更があったときは、知事に届け出なければならないこととします。

### 6 事業報告書等の閲覧等

控除対象NPO法人は、事業報告書等及び基準に適合する旨を説明する書類等を事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、閲覧させなければならないこととします。

### 7 報告及び検査等

知事は、この条例を施行する限度において必要と認めるときは、控除対象NPO法人に報告させ、又は職員に検査させることができることとします。

### 8 条例解除手続

知事は、控除対象NPO法人が、偽りその他不正な手段により控除対象NPO法人となった場合、継続申請期間内に継続の申請をしなかった場合等は、寄附金規定条例から当該控除対象NPO法人の寄附金に関する規定を削除するために必要な手続（以下「条例解除手続」といいます。）をとることとします。

### 9 審査委員会

知事は、条例規定手続又は条例解除手続をとろうとするとき等は、外部の委員から構成される審査委員会の意見を聴くこととします。

### 10 罰 則

偽りその他不正の手段により、控除対象NPO法人となったときや、虚偽の届出をしたとき等に対する罰則を定めることとします。

**1 NPO法人制度**

**(1) 制度概要**

特定非営利活動を行う団体に法人格を付与することにより、市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的とする制度

**(2) NPO法人になることによる効果**

- ①事業を実施する上で必要な各種契約、不動産の登記などの法律行為を団体の名で行うことが可能
- ②特定非営利活動促進法に基づき情報公開等がなされているため、任意団体と比較して信用が得られやすい。

**2 認定NPO法人制度**

**(1) 制度概要**

NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために税制上設けられた措置として、NPO法人のうち運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものについて、所轄庁(\*)が認定を行う制度

**(2) 認定NPO法人になることによる効果**

①寄附者に対する税制上の措置

ア 個人が寄附した場合の寄附金控除

【所得税】

税額控除により寄附金額(2,000円を超える部分)の40%を控除

(税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度)

所得控除の場合は、寄附金額(2,000円を超える部分)を所得から控除

(寄附金額は、所得金額の40%相当額が限度)

【住民税：措置の有無は自治体により異なる】

都道府県民税…税額控除により寄附金額(2,000円を超える部分)の4%を控除

市町村民税…税額控除により寄附金額(2,000円を超える部分)の6%を控除

(寄附金額は、総所得金額等の30%相当額が限度)

イ 法人が寄附した場合の損金算入限度額の拡大

一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内まで拡大して損金算入が認められる。

ウ 相続人が寄附した場合の非課税

寄附財産価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されない。

②認定NPO法人自身の税制優遇

「みなし寄附金制度」の適用

収益事業に属する資産のうちから、収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められる。

\* 所轄庁とは、一つの政令指定都市の区域内のみに事務所が所在する法人は政令指定都市の長、それ以外については主たる事務所が所在する都道府県知事をいう(NPO法人・認定NPO法人とも同じ。)

**3 NPO法人及び認定NPO法人数(平成24年5月1日現在)**

	NPO法人数	認定NPO法人数
全 国	45,280	252
京都府内	1,218	5
うち京都市所轄分	787	5

## 認定NPO法人の基準

- 1 パブリック・サポート・テスト（PST）基準として、次のいずれかに適合すること。
  - ア 実績判定期間（\*注）中の経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であること。
  - イ 実績判定期間中の寄附者（各事業年度において3千円以上の寄附を行った者）の各事業年度当たりの平均が100人以上であること。
  - ウ その事務所が所在する地域の地方団体から、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定を受けた法人であること。

さらに、以下の2～9の全てに適合すること

- 2 実績判定期間における事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満であること。
  - \* 共益的な活動とは、会員等に対するサービスの提供や会員相互の親睦会などその対象や便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動等をいう。
- 3 運営組織及び経理が適切であること。
  - ア 役員のうち、親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数又は特定の法人役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数の割合が役員総数の1/3以下であること。
  - イ 各社員の表決権が平等であること。
  - ウ 公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等の経理がされていること。
  - エ 不適正な経理を行っていないこと。
- 4 事業活動の内容が適正であること。
  - ア 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと。
  - イ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記アの活動を行う者又は特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと。
  - ウ 実績判定期間における総事業費に占める特定非営利活動に係る事業費が80%以上であること。
  - エ 実績判定期間における寄附金の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充当していること。
- 5 事務所において書類の閲覧が適切に行われていること。
- 6 各事業年度において事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- 7 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- 8 設立の日から1年を超える期間が経過していること。
- 9 実績判定期間（新規申請は2年、更新申請は5年）において、3、4ア及びイ並びに5～7に適合していること。

## 仮認定NPO法人の基準

1～3の全てに適合すること

- 1 認定NPO法人の基準のうち2～9に適合すること。実績判定期間は2年とする。
- 2 設立後5年を経過しないNPO法人であること。（経過措置により平成27年3月までに申請する法人は5年経過していても可）
- 3 認定又は仮認定を受けたことがないこと。

\*注：実績判定期間

認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人又は仮認定を受けようとする法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

## 京都府控除対象NPO法人を定める基準

公 益 的 要 件	<p>1 申出法人の活動の規模について</p> <p>①又は②に該当すること。（実績判定期間中の平均）</p> <p>① 特定非営利活動に係る事業費が年間150万円以上</p> <p>② 年度末現在の会員数が50人以上</p>
	<p>2 府民等からの支持の実績について</p> <p>①又は②に該当すること。（実績判定期間中の平均）</p> <p>① 年間50人以上かつ15万円以上の寄附実績</p> <p>② ボランティアスタッフやインターン及びそれに準じる研修生の年間の延べ活動実績が200時間以上</p>
	<p>3 活動内容等の評価</p> <p>①から④のいずれにも該当すること。</p> <p>① 府民又は京都府の社会的な課題の解決に成果を上げているもの。</p> <p>② 地域社会と関係を有しながら行われるものであること。</p> <p>③ 継続的に行われる見込みであること。</p> <p>④ 第三者が活動を評価する方法により、その活動方法等を改善する仕組みを有すること。</p>
運 営 要 件 等	<p>京都府内に事務所があること。</p>
	<p>2事業年度（1年未満の事業年度は除く）の活動実績があること。</p>
	<p>法人情報が適切な方法により公開されており、内容が適正であることについて知事等により確認されていること。</p>
	<p>特定非営利活動を実施できる組織体制があること。</p>
	<p>認定NPO法人の認定基準の2～7及び9に適合していること。</p>

# NPO法人の認定スキーム



